

■ラオス法整備支援プロジェクト第11回本邦研修

国際協力部は、平成29年8月13日（日）から同月26日（土）までの間、大阪において、ラオス法整備支援プロジェクト第11回本邦研修を実施しました。ラオスの法整備支援プロジェクトにおいては、民事経済関連法分野での支援を実施しているところ、同分野ではこれまでに、裁判外紛争解決手続（ADR）を定めた経済紛争解決法の執務参考資料を完成させており、現在は、労働法の執務参考資料の作成を行っています。本研修は、既に完成している経済紛争解決法の執務参考資料等による同法の国民への広報・普及や、労働法の執務参考資料作成のための意見交換等を目的として実施したものです。

研修員として、中部高等人民裁判所所長ソムサック・タイブンラック氏を筆頭に、裁判官、検察官、司法省職員、ラオス国立大学職員等合計19名が来日しました。



【法務総合研究所国際協力部長と研修員】



【Q&Aセッションの様子】

中山慈夫弁護士（中山・男澤法律事務所）、小嶋典明教授（関西外国語大学外国語学部）、

竹林竜太郎弁護士（竹林・畑・中川・福島法律事務所）及び地神亮佑准教授（大阪大学大学院法学研究科）を講師としてお招きし、現在ラオスにおいて作成中の労働法執務参考資料について、Q&Aセッションを実施しました。Q&Aセッションは、執筆中の労働法執務参考資料の疑問点を、研修員から講師陣に質問し、講師陣が述べた見解を基に、研修員に資料の記載内容を考えさせるものです。

研修員からは、事前に提出されていた質問以外にも、日本の労働法の規定内容や法解釈論などについて次々と質問がなされ、執務資料の完成に向けて有意義なプログラムとなりました。



【静岡県弁護士会浜松支部訪問の様子】

また、研修の過程で静岡県浜松市の西部法律会館を訪問し、静岡県弁護士会浜松支部において実施された労働審判制度の広報用寸劇に関する講義を受けました。同支部の三橋閑花弁護士から寸劇の実施経緯や準備での苦労話、広報面での効果などをお話しいただくとともに、寸劇に出演した弁護士の方々により一場面をその場で再演していただきました。

研修員は、「難しい法制度を、ジョークや笑いを交えながら紹介するのは非常にユニークで大変勉強になった。」、「ラオスでも参考にして法律の普及活動に演劇や歌を役立てたい。」などと感想を述べていました。また、寸劇において重要な見せ場である「やらまいか体操」を、出演者と研修員と一緒に踊る場面も見られました。



【法務省特別顧問横田洋三先生による講義の様子】

国際法学者であり、法務省特別顧問を務める横田洋三先生から、ILOの活動概要や国際労働基準の国内実施等について、講義をしていただきました。横田先生は、ILO条約勧告適用委員会の委員長を務めたご経験をお持ちで、昨年3月には、カンボジア直接対話ミッションでカンボジアを訪問されており、その際のご経験についてもお話し頂きました。

また、横田先生のご講義の中では、国際法と国内法の関係といった国際法総論に関する重要な論点についても説明をしていただきました。



【久本憲夫教授の講義の様子】

京都大学大学院経済学研究科の久本憲夫教授から、日本の労働組合活動の歴史や特徴について、講義をしていただくとともに、全日本自動車産業労働組合総連合会副事務局長山口健氏、UAゼンセン副書記長内堀良雄氏、JP総合研究所所長増田喜三郎氏から、各組合の活動状況等について説明していただきました。

研修員は、日本の労使関係における労働組合の役割について理解を深めることができました。



【本の改訂に関する講義の様子】

弁護士法人早稲田大学リーガルクリニックの梶村太市弁護士と日本加除出版株式会社企画部長の真壁耕作氏に、「本の改訂について」と題して、本を出版・改訂する際の留意点等について講義をしていただきました。この講義のために、梶村弁護士が執筆された「離婚調停ガイドブック（第4版）」を各研修員に1冊ずつご用意いただき、この本の出版・改訂を題材として説明をしていただきました。

質疑応答の際には、研修員から次々に質問が出され、研修員の関心の高さがうかがえました。